

税関	神戸	回答 年月日	平成 30 年 1 月 16 日
品名	リング状ワッシャー		
照会内容	リング状ワッシャーを輸入し、本邦で製造中の自動車部品に手作業で取付け後、完成した自動車部品を輸出する。リング状ワッシャーの輸入に際し、関税定率法第 17 条第 1 項第 1 号の規定の適用は可能か。		
照会貨物の概要	<p>【材質】 鉄鋼製</p> <p>【加工内容】</p> <p>① リング状ワッシャーを、製造中の自動車部品に手作業で通す（自動車部品が完成）。</p> <p>② 完成した自動車部品を専用梱包材で固定しケースへ収納。</p> <p>【貨物管理方法】</p> <p>輸入申告ごとに貨物管理表を作成し、輸入の許可の日から一年以内に再輸出されるよう管理。</p>		
回答	関税定率法第 17 条第 1 項第 1 号の規定の適用は可能である。		
理由	本品の取付け作業は簡単なものと認められる。また取付け後において取り付けた部分を容易に確認できることから、関税定率法施行令第 31 条第 6 号に該当するとして、関税定率法第 17 条第 1 項第 1 号の規定の適用は可能である。		